- **〇事務局長(北裏典孝君)** おはようございます。開会に先立ちまして、町長のほうから ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- **〇町長(森下誠史君)** 皆さんおはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、この議場にお集まりの議員各位の皆様方は、去る2月8日に行われました美浜町議会議員一般選挙におきまして、厳しい選挙戦の結果、見事に当選されました方々でございます。改めまして心からお喜び申し上げます。特に、今回新たに議席を得られました4名の方につきましては、喜びもひとしおと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。私も、同時に行われました町長選挙におきまして有権者の皆さんのご審判を仰ぎ、再び4年間町政を託されることとなり、3月4日から2期目の任期に入ることになります。地方自治体を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますし、地方創生の名のもとに消滅する自治体とならないための取り組みが試される時代に入ってまいります。今後、4年間議会議員の皆様方とともに、さまざまな課題に取り組む決意でございますので、活発な議論を尽くしていただき、住民福祉の向上につながる取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、議員各位のご活躍を心から祈念し、ご挨拶といたします。ありがとうございま した。

(場内拍手)

**○事務局長(北裏典孝君)** 引き続きまして、執行部の皆様方の自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介順序)

副 町 長 上 田 収 司 会計管理者 中 井 善 朗 総務政策課長 福島 教 防災企画課長 阪 本 浩 平 税務課長 三 原 哲 生 福祉保険課長 平 井 佳代子 福祉保険課主幹 若 野 百合子 教 育 長 古屋 修 教 育 課 長 西 端 成太郎 中央公民館長 塩 崎 清 則 ひまわりこども園長 山 本 理 加 住 民 課 長 籔 内 美和子 田端進司 健康推進課長 西 浜 一 馬 上下水道課長 松下太一 産業建設課長

○事務局長(北裏典孝君) 事務局長の北裏典孝です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方 自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行う ことになっています。

年長の中西満寿美議員を紹介します。

○臨時議長(中西満寿美君) ただいま紹介されました中西満寿美です。地方自治法第 107条の規定によって、臨時の議長の職務を行います。

お諮りします。

このたびお互いに当選の栄誉を担って議席を得たのでありますが、初対面の方もおありだと思いますので、自己紹介をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

- ○議員 「異議なし」
- **〇臨時議長(中西満寿美君)** 異議なしと認めます。ただいまから自己紹介をお願いします。

北村議員から順次お願いします。

(自己紹介順序)

北 村 龍 二

龍 神 初 美

碓 井 啓 介

谷口 徹

繁 田 拓 治

谷 重幸

髙 野 正

鈴 川 基 次

田渕勝平

**〇臨時議長(中西満寿美君)** 私、中西満寿美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前九時〇七分開会

午前九時〇七分開議

〇臨時議長(中西満寿美君) ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、平成27年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました 者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しております。

なお、上下水道課玉置主幹は、療養休暇のため欠席をしております。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

しばらく休憩します。

執行部の皆様方は、議会構成が終わるまで平常勤務についておいてください。改めて連絡します。

午前九時〇八分休憩

午前九時〇九分再開

〇臨時議長(中西満寿美君) 再開します。

日程第2 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法としましょうか。

- 〇議員 「投票」
- **〇臨時議長(中西満寿美君)** それでは、選挙の方法、投票によることにご異議ございませんか。
- ○議員 「異議なし」
- **〇臨時議長(中西満寿美君)** 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから議長選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に碓井議員及び龍神議員を指名します。 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○臨時議長(中西満寿美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番の議員から順番に投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○臨時議長(中西満寿美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

碓井議員及び龍神議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票 10票、無効投票0票です。有効投票のうち、鈴川議員が10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、鈴川議員が当選をされました。 議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

ただいま議長に当選されました鈴川議員が議場におられますので、会議規則第33条第 2項の規定によって告知します

鈴川議長、就任の挨拶をお願いいたします。

○議長(鈴川基次君) ただいまは、議員の皆様方の満票という、私にとりましては本当に多大な身に余るご支持をいただきまして、美浜町議会の第33代議長にご推挙いただきまして大変光栄に思うとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この上は、未熟ではございますが、議長として公正公明な丁寧な議会運営に努めさせていただき、そして何よりも住民の皆様方に信頼され、身近な存在に感じてもらえるような議会を目指して、誠心誠意頑張らせてもらいたいと思いますので、どうか議員の皆様方のご協力、アドバイス、そして町民の皆様方、議会職員の皆様方のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが就任のお礼、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

(場内拍手)

**〇臨時議長(中西満寿美君)** これで、議長選挙が終わりました。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了しました。鈴川議長、議長席にお着き願います。

至らぬ臨時議長でありましたが、皆さんのご協力をいただきまして、無事終了いたしま した。厚くお礼を申し上げます。

(場内拍手)

**○議長(鈴川基次君)** それでは、ほんのしばらくですけれども、ちょっと休憩させていただきたいと思います。

午前九時二十一分休憩

午前九時二十三分再開

○議長(鈴川基次君) それでは、再開いたします。

日程第3 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日に決定しました。

日程第4 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法としましょうか。

- 〇議員 「投票」
- ○議長(鈴川基次君) それでは、異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから副議長選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北村議員及び谷議員を指名します。 投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から順番に投票をお願いします。 (投票)

投票漏れはありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

北村議員及び谷議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票 10票、無効投票0票です。有効投票のうち、繁田議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、繁田議員が当選されました。 議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

ただいま副議長に当選されました繁田議員が議場におられますので、会議規則第33条 第2項の規定によって告知します。

繁田副議長、就任の挨拶をお願いいたします。

**○副議長(繁田拓治君)** 副議長の指名を受けました繁田です。円滑かつスムーズな議会 運営がなされるよう、議員皆様のご協力を得まして議長を補佐してまいりたいと考えてお ります。よろしくお願いいたします。

(場内拍手)

**○議長(鈴川基次君)** これで副議長選挙が終わりました。ちょっと休憩させてもらいま す。開始が45分といたします。

午前九時三十二分休憩

一一·一一 午前九時四十五分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

日程第5 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。

議席番号と氏名を事務局長から報告します。

〇事務局長(**北裏典孝君**) 報告します。

1番 鈴川基次議長、2番 繁田拓治副議長、3番 碓井啓介議員、4番 北村龍二議員、5番 龍神初美議員、6番 谷重幸議員、7番 髙野正議員、8番 谷口徹議員、9番 田渕勝平議員、10番 中西満寿美議員。

以上です。

○議長(鈴川基次君) 日程第6 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 碓井議員、4番 北村 議員を指名します。

しばらく休憩します。

これから全員協議会を開催しますので会議室にお集まりください。

午前九時四十七分休憩

午前十時四〇分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長より指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、順不同で発表します。碓井議員、谷議員、谷口議員、 田渕議員、鈴川議員。

次に、文教厚生常任委員会委員に、髙野議員、中西議員、繁田議員、北村議員、龍神議員。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、左様選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委 員会において互選願います。

再開します。

各常任委員会の互選の結果を報告します。

総務産業建設常任委員会委員長に谷口徹議員、副委員長に谷議員。

文教厚生常任委員会委員長に髙野議員、副委員長に龍神議員。

以上のとおりです。

日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長より指名します。 議会運営委員に田渕議員、中西議員、谷口議員、髙野議員、碓井議員、龍神議員、北村 議員、谷議員。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〇議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、左様選任することに決定しました。

なお、委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営 委員会において互選願います。

議会運営委員の互選の結果を報告します。

議会運営委員長、田渕議員、副委員長、中西議員。

以上のとおりです。

日程第9 御坊広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい

と思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**○議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に繁田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した繁田議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました繁田議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊広域行政事務組合議会議員に当選された繁田議員が議場におられます。会 議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第10 御坊市外五ケ町病院経営事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい と思います。ご異議ありませんか。

〇議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に髙野議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した髙野議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました髙野議

員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊市外五ケ町病院経営事務組合議会議員に当選された髙野議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第11 日高広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい と思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君**) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う ことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に田渕議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した田渕議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田渕議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま日高広域消防事務組合議会議員に当選された田渕議員が議場におられます。会 議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第12 御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい と思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君**) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う ことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に谷口議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した谷口議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました谷口議員が本組合議会議員に当選されました。

ただいま御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員に当選された谷口議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第13 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。 お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたい と思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

**○議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に中西議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した中西議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中西議員が本広域連合議会議員に当選されました。

ただいま和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された中西議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第14 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員会は、8人の委員で構成、設置し、議会広報の推進に向け付託の上、 調査終了まで継続調査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の設置及び調査に

ついて、左様に決定しました。

なお、特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長から 指名します。

議会広報特別委員会委員に繁田議員、田渕議員、髙野議員、谷口議員、碓井議員、龍神議員、北村議員、谷議員。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

#### 〇議員 「異議なし」

○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を それぞれ特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、特別委員会委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選することと規定されています。したがって、ただいまから休憩しますので、その間に互選願います。

午前十時五十四分休憩

午前十時五十四分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

互選の結果を報告します。

議会広報特別委員会委員長に繁田議員、副委員長に北村議員が選任されました。

日程第15 地震・津波対策特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

地震・津波対策特別委員会は、10人の委員で構成、設置し、地震・津波対策について の推進に向け付託の上、調査終了まで継続調査に付したいと思います。これにご異議あり ませんか。

## ○議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の設置及び調査について、左様に決定しました。

なお、特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長から 指名します。

地震・津波対策特別委員会委員に田渕議員、谷口議員、中西議員、繁田議員、髙野議員、 鈴川議員、碓井議員、龍神議員、北村議員、谷議員。

以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

### 〇議員 「異議なし」

**〇議長(鈴川基次君)** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を それぞれ特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、特別委員会委員長、副委員長については、委員会条例第8条第2項により、委員 会において互選することと規定されています。したがって、ただいまから休憩しますので、 その間に互選を願います。

午前十時五十六分休憩

午前十時五十六分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

互選の結果を報告します。

地震・津波対策特別委員会委員長に髙野議員、副委員長に碓井議員が選任されました。 以上をもって、議会の構成が決定しました。

お諮りします。

正副議長、各組合議会議員及び広域連合議会議員の任期については、従来の慣例により、 2カ年にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、左様紳士協定とします。 しばらく休憩します。

再開は午後1時30分といたします。

午前十時五十七分休憩

----· 午後一時三○分再開

○議長(鈴川基次君) それでは、再開します。

議会構成が全て決まりましたので、お手元配付のとおり報告します。

日程第16 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

**〇町長(森下誠史君)** 平成27年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました議案4件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、御坊広域行政事務組合の規約の変更についてでございます。

御坊広域行政事務組合が共同処理する事務について、その経費については「関係市町の 負担金、国庫支出金、県支出金、借入金、寄付金及びその他の収入をもって充てる」と定 められているところでございますが、関係市町の負担金を算定する基礎として、人口割と 均等割等で決定されているところでございます。

今回、この人口割の計算の基礎となる人口について、これまで「前々年度末現在」となっているところを「前々年度の1月1日現在」に改めるものでございます。

なお、附則として、この規約は平成27年4月1日から施行することとなってございます。

議案第2号は、町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてでございます。

町長の給料については、美浜町長及び副町長の給料その他の給与条例の中で、月額700 千円と定められているところでございますが、4年前の6月議会において、私の現在の任 期中の4年間は、月額を10%減額して630千円とするために、「町長の給与の特例に 関する条例」が制定されたものでございます。

今回、この対象期間が終了することから、この条例を廃止するものでございます。

議案第3号は、美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本年度進めております基幹業務の共同クラウド化でございますが、データの保全が確保 されるとともに、業務の共通化により、運用経費の軽減を図る目的で進められているもの でございます。

今回ご提案申し上げる条例の一部改正は、この共同クラウド化の作業の中で、他のクラウド参加自治体と医療費受給者証の様式を共通化するため、これまでの福祉医療費のうち「子ども」という部分について、「乳幼児」と「子ども」の2本立てに分類するための改正でございます。

この条例は共同クラウドシステムの本格稼働日である平成27年3月9日から施行する ものとなってございます。

議案第4号は、監査委員の選任についてでございます。

議会選出の監査委員として、美浜町大字和田1037番地の1、中西満寿美氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

以上、議案4件について一括して提案理由を申し上げました。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴川基次君) 日程第17 議案第1号 御坊広域行政事務組合の規約の変更に ついてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(上田収司君)** 議案第1号 御坊広域行政事務組合の規約の変更について、細部説明を申し上げます。

御坊広域行政事務組合が共同処理する事務について、その経費については「関係市町の 負担金、国庫支出金、県支出金、借入金、寄付金及びその他の収入をもって充てる」と組 合規約の中で定められているところでございますが、この関係市町の負担金を算定する基 礎として、それぞれ共同処理する業務ごとに人口割りと均等割等で決定されているところ でございます。

今回、この人口割の計算の基礎となる人口について、別表備考中に、「前々年度末現 在」となっているところを「前々年度の1月1日現在」と改めるものでございます。

なお、附則として、この規約は平成27年4月1日から施行することとなってございます。

変更する理由でございますが、総務省が毎年行っている住民基本台帳年報の人口の調査 基準日が、平成26年から、年度末の「3月31日現在」から「1月1日現在」に改めら れたことによるものでございます。 組合規約の改正には地方自治法第290条の規定により、関係地方自治体の議決を経なければならないと定められておりますので、今回議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この規約の改正は、平成27年4月1日から施行されるもので、平成27年度分の負担金の計算から適用されることとなってございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(鈴川基次君) これから質疑を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。
- ○議員 「ありません」

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(鈴川基次君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 御坊広域行政事務組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第2号 町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(上田収司君)** 議案第2号 町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例に ついて細部説明を申し上げます。

町長の給料については、美浜町長及び副町長の給料その他の給与条例の中で、月額700千円と定められているところでございますが、4年前の6月議会において、現在の任期中の4年間は、月額を10%減額して630千円とするために、町長の給与の特例に関する条例が制定されたものでございます。

この条例の第1条に、減額する対象期間は平成23年7月1日から平成27年3月3日までと定められており、今回この対象期間が終了することから、この条例を廃止するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(鈴川基次君) これから質疑を行います。 7番 髙野議員。
- **〇7番(高野正君)** 7番 髙野でございます。

ここに、わざわざ廃止する条例を議案として上げた意図はどこにおありなのか、それを お聞きしたいと思いますが、今期新しく当選された議員におかれましても、そういうとこ ろは十二分に承知しておるということでございます。さすれば、何の意味も持たないこの 議案、この意図、狙いをお尋ねします。

#### 〇議長(鈴川基次君) 町長。

**〇町長(森下誠史君**) 髙野議員にお答えいたします。

わざわざというのではなくて、私の任期が終わるということで、この条例が切れるということで、改めて今回でございますが、こういった廃止条例ということで上程させていただいたということで、ほかに他意はございません。あくまでも今回はこの給料を元に戻すということでご理解を賜りたいと、かように思います。

#### 〇議長(鈴川基次君) 7番 髙野議員。

#### **〇7番**(高野正君) 7番。

住民の皆さんの中には、町長、任期が切れて再選されて、在職中はずっとそうするんだよというふうにとられてる住民の皆さんもおられます。ただその中で、そういった中で、そういった方々に対する、今期任期中だけですよというご理解があればいいんですけれども、もし、捉われ方が悪かれば、町長また再選されましたよということで、今度はせえへんのかいというふうな捉まえ方もされてる住民の方もおられますんで、そのために前4年間だけですよということをここではっきりとしとくんだよという意味ではいいと思うんですが、私も町長が給料をカットされるに当たり、4年前には、土日も祭日も町長というのはないんですよと、その激務の中で給料を下げるとは何たることなのかと言ったことがございます。もちろん元に戻すということは、私は賛成でございますが、ただ、そういった勘違いをされてる住民の皆様方への説明としては、いささかそれだけでは不十分ではないかなと思うんですが、町長におかれましてはどう思われますか。

#### 〇議長(鈴川基次君) 町長。

**〇町長(森下誠史君)** 髙野議員にお答えしたいと思います。

いまおっしゃったとおり、私自身平成23年第1回定例会で、こういった形でまずは、上程させていただいたという経過がございます。そういった形の中で、やはり報酬等審議会をかけるほうがいいのではなかろうかというふうな形のご質問もございまして、そして私自身第1回定例会では取り下げをさせていただきまして、6月の定例会のほうで改めて上程させていただいたという経過がございます。そして、その経過というか、平成23年の5月でございますが、美浜町の特別職報酬等審議会ということで、慎重に審議をしていただきました。そして、6月でございますが、その答申をいただいたということでございまして、そして答申の中身でございますが、これについては施行期間ということでございまして、そして答申の中身でございますが、これについては施行期間ということで、平成23年7月1日から平成27年3月3日が望ましいというような形で答申をいただいてございます。そういった形でいえば、今、髙野議員がおっしゃった、住民の中には町長の任期中というふうな形という人もおるのではなかろうかというようなご質問であったかと思うんですけども、あくまでも私自身、こういった審査会の中でもそうでございますが、まず、私の1期の任期という形でさせていただいたということで、今回これが切れたということで改めてこれについての廃止の議案ということで提出させていただいたということでございます。

以上です。

- ○議長(鈴川基次君) 7番 髙野議員。
- **〇7番**(**高野正君**) 7番。

てことは、もうそれで住民の皆さんへの報告も何もしない、それで十分ご理解を得られてるというお考えの上に立って廃止条例を出してきたと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

以上です。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- ○町長(森下誠史君) 髙野議員にお答えいたします。
  私自身はこれで、住民にはこれでいいのではなかろうかなと、かように思います。
- 〇議長(鈴川基次君) 8番 谷口議員。
- ○8番(谷口徹君) 4年前、私も1期目最初だったんでうろ覚えなんであれなんですけれども、これたしか町長、私も髙野議員と同様、下げることには逆に反対の立場だったと思うんですけれども、別に元に戻すのに対して何も問題もないと思いますが、ただ町長に1つ伺いたいのが、下げたということはあくまでもこのこと自体目的じゃなしに、何か目的を完成させるための手段だったように僕はあの当事理解してたんですよ。前回の前の最初の町長の選挙のときに、町を回って感じた住民の生活厳しい云々というふうな理由も挙げてられたようにも思いましたし、報酬審議会の話も先ほどされてましたけれども、その中で町の財政状況や社会情勢等々も考えたら、630千円に下げるのも別に問題ないよみたいな答申が出たみたいなこともたしか書かれてたように思います。その辺のことも考えて今回元に戻すということは、町長の中の消化の仕方としては、まあまあ当初の目的はとりあえず完遂できた、もしくはこの程度だったら目的を達成するためには焼け石に水やから、もうやっぱりやめようっていうふうに思われたのかなと、どっちかかなと僕は勝手に思ってしまったんですけれども、それちょっと勘違いなら勘違いっておっしゃってもらっても結構なんですけれども、そこだけちょっと教えてください。
- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 谷口議員にお答えいたします。

焼け石に水等々ではなくて、あくまでも谷口議員、今回でございますが、私の給料につきまして元に戻すというふうな形で今回上程させていただいたということでございます。あくまでも私自身の1期の任期の中で、700千円を10%カットということさせていただきまして、あくまでも今回は元に戻させていただいたということで、今回は上程をさせていただいた、ただそれだけでございます。

以上です。

- ○議長(鈴川基次君) ほかにありますか。9番 田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 谷口議員なり、髙野議員の質問に関連しながら質問させていただきたいと思います。

まず、少し私の意見といたしまして、そのまま置いといたらもとに戻ってしまうもの、こうして議会の中で議論の場を与えていただけたということ、これは正直私、評価したいと思います。なかなかこのままだったら、一般質問でもせん限りこのこと聞けませんので、そのことについてはよくぞ挙げていただけたと、まず、その点については評価したいと思います。

そこでまず、1点目をお伺いしたいと思います。

今、谷口議員が質問されたことにもう少し明確にお答えいただきたい。4年前、町長は何ゆえ1割カットという、給料を下げたという理由はどこにあるんですか。もう一つ、何度も質問したらいけませんので、その点1点、どういう理由で下げられたのか。もう一つ、この4年間、町長は世の中の景気がよくなった、日本全体は結構でございまして、この美浜町の住民の皆様の景気はよくなったとお考えなのか、この2点についてご質問いたします。

#### 〇議長(鈴川基次君) 町長。

○町長(森下誠史君) まず、田渕議員の1点目でございますが、私自身、平成23年ということで初当選させていただきました。そのとき、今の髙野議員、また谷口議員の中でご答弁させていただきましたが、私自身がいろんな形でいろんな人とお話しした中で、やはり経済的に厳しいというような形のお話も聞きましたし、私の気持ちとして1割のカットという形でさせていただいた中で、私の任期1期目でございますが、10%の減というような形で上程させていただいて、そして皆さん方の中で、議案ということで可決させていただいたということでございまして、それ以上のことは何もございません。

そして、2点目でございますが、日本の経済じゃなくてこの美浜町の経済がどうなっておるのかということでございますが、やはり4年前と比べてさしてよくなってるような状況ではないとは私も認識してございます。ただ、日本の中でいえば少しは明るい兆しも流れてきておるのではなかろうかなという気もしてございます。アベノミクス等々もそうでございますが、やはりその中でもできるだけ地域のほうへ光が当たるというような形の政策もあろうかと思いますし、先般もたしかトヨタ自動車もベアということで2年連続アップというような形の方向もあったかと思います。だから、そういったことと今回の私の給料をもとに戻すということは、さほど関係はないのではなかろうかなと、かように思います。

## 〇議長(鈴川基次君) 9番 田渕議員。

**〇9番(田渕勝平君)** 町長は、平成23年3月議会でこのようにご答弁されておりました。「何ゆえということでございますが、私は、何ゆえというよりも、まずは、初めもお答えさせていただいたんですけれども、住民もご苦労されている中で、まず、私は1割というような形で歩んでいこうということで提言させていただいたんです」という、また後のほうでは、これ私の質問です、「理由というのは、だから、何度も同じになるんですけれども、なかなか民間も所得が上がらない中、まず、とりあえず私は1割の給与の削減と

いうことで、それが理由なんですけれども」、町長は1割削減される理由というんは、民間が上がらないからという話でございます。

これは3月だけでなく、9月にも同じようなご答弁されております。その質問の中で、町長は報酬審議委員会に対してこの金額を下げるのに私はこういう理由で下げると、何かを唱えられたんか、この1点ちょっとお答え願いたいと思います。これも私の質問であります。それに町長はこのように答えておられます。もう少し明確にいきましょうか。ただいまの田渕議員の質問でございますが、3月議会のときも、私、お話しさせていただいたんで、答弁させていただいたんですけども、選挙中でございます。いろんな形で回らせていただいた中で、やはり住民の生活の厳しさということを改めて感じたわけでございます。そういった中で、私の給料の削減ということを公約というような形にさせていただいたのであります。結局、下げる理由というのは4年間じゃないんですけど、4年間下げる、とりあえずこれ4年間じゃない、町長は1年という形で出したんを、報酬審議委員会のほうは一貫した政治姿勢を貫くという観点から、町長の任期中を特別期間とすることが好ましいということで4年間という答弁で4年間に出し直されたんですよね。

そんなことはええとしまして、だから景気はどうですか、景気とはこれ関係ないですよ じゃ、全く真逆の答弁ですよね。1割下げる、私は上げるべき下げるべきということは言 わないんですが、例えば夕張なんかは市長になられた方がもともと勤めておられた職場よ りも給料が市長になったら下がったと、それはやっぱり市長それぞれ、長それぞれの考え で私はもっとなけりゃできんでという話があってもしかるべきなんで、でもこの場合は、 あなたが住民が、選挙中回った中でこうだったんでこうしたいと言ったんでしょ。だから 住民の景気、この美浜町の景気はどうなったんですかとそれを聞いたんです。その矛盾点 について明快にお答え願いたい。

#### 〇議長(鈴川基次君) 町長。

**〇町長(森下誠史君)** 田渕議員にお答えいたします。

真逆とか明確にというような形のご質問であったかと思うんですけども、もう一度お話をさせていただきます。

私自身、国の方はこういった形、そして町のほうはこういった形というような形でお話もさせていただきました。そして、その中であくまでも今回でございますが、もとに戻すというような形で言わさせていただいたんであって、真逆というふうな形では私は認識もしてございません。ただ、先ほどお話しさせていただいたのは、日本のほうの経済の中では、例えばトヨタのほうもベアも2年連続というような形でお聞きしてます。ただ、美浜町の場合は4年前と比べたらさほど景気はというような形で思いますと、こう言わせていただいただけであって、真逆とかそういった形の認識は私自身持ってございません。

## 〇議長(鈴川基次君) 9番 田渕議員。

**○9番(田渕勝平君)** 私、真逆と言ったんは何を指して真逆と言ったんかいうと、町長は、私はこれ説明ですよ、本当だったら私の1回目の質問をきちんと理解していただけて

たら、この質問せんでもええとこなんやけどね。町長はこういう理由で、読み上げた理由では住民が悩んでおると、所得が上がらんという、その姿を見て1割下げると言ったんでしょ。ところが、私が1回目の質問で世の中の景気はよくなったんですかと聞きましたよね。でもそれとは関係ないと言うんですよ。それを真逆と言ってるんですよ、私は。ただ上げるだけ、それやったら1回、今の私の質問に正確に明確に答えてくれてないんではないですか。

議長、1回目とこの回、カウントしないでくださいね。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 田渕議員にお答えいたします。

カウント等と言っているんじゃなくて、私、上げるんじゃなくて今回もとに戻すというような形で上程させていただいておるということをご認識いただきたいと、かように思います。

- 〇議長(鈴川基次君) 田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 議長、今の町長の答弁は私の質問に答えられているように、あなたは感じますか。
- O議長(鈴川基次君) ちょっと座ってください。 ちょっと答弁がかみ合っていない気がしますので、今のはカウントしません。
- ○9番(田渕勝平君) 明快にね、こちら質問していることに答えてくださいよ。
- 〇議長(鈴川基次君) ちょっと休憩します。

午後一時五十八分休憩

午後一時五十九分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

町長の言いたいことと、田渕議員の質問に関しての、先ほど言いましたようにかみ合ってないということで、これ以上の答弁は、町長にはもとへ戻す、それが唯一の目的ですということですので、質問を変えていただいてほかの観点からお願いします。

**〇9番(田渕勝平君)** 見解の相違というよりも、私にしたら意味不明。しかし、町長は 戻すんや。これだけ職員の方おられるんですから、理論的に何を誰が言っているかという 常識的なことは理解してくれますよね、私が何を質問しているか。

次に、報酬審議委員会に上がるという、この場合は廃止するんで上がる上がらん関係ない、報酬審議委員会関係ない、確かにそのとおりやと思います。でも、4年前にいろんなことがあった中で、報酬審議委員会の方に、今回は条例、4年間下げるという、1割カットするという条例は出さないでおこうと思っているんですけれどもというような相談というか、そういうお声がけぐらいはされたんでしょうか。

いま一つ、町長は近年ますます厳しくなる財政というお話をされております。経常経費も過去に96%という、この美浜町ではかつてないくらい大きな悪い数値をはじき出した。

いまだに90%台でございます。そういう中で、また3月議会で多分皆様の給料を人事院 勧告じゃないけど、政府の方針で実質的に下がるんでしょ。その下がる中でもとに戻すも とに戻す、それは結構ですけれども、経常経費がこれだけ緊迫している中でもとに戻すと いうことについての町長の見解をお伺いいたします。2点。

- 〇議長(鈴川基次君) 福島総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 1点目のご質問にお答えいたします。

報酬審議委員会の当時の委員さんに声かけはされたのかという今のお問い合わせでございます。

報酬審議委員会の設置条例の中に、報酬審議委員会の委員については、必要の都度町長が任命するというのが第3条にあります。それで第3条2項で、当該諮問に係る審議が終了したときには解任されるという形になっておりますので、当時の報酬審議委員さんが現在そのまま引き続き継続されているということではありませんので、その方にお声かけというのはしていません。

以上でございます。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 2点目の田渕議員の経常経費云々というような形のご質問がございました。あくまでも今回でございますが、私の給与に関しまして、3月でもとに戻すというような形の議案の上程ということでございます。経常経費ということでいえば、今後も取り組んでまいるべき課題だと認識しておるということを、ここでご答弁をさせていただきます。

以上です。

- 〇議長(鈴川基次君) 田渕議員。
- **〇9番(田渕勝平君)** 総務政策課長のご答弁のとおりだと思います。私がそこで答弁、 多分そうおっしゃられるやろうなということは想像していたんですけども、普通こういう ような微妙な問題というんは根回しというか、過去にされた、おられた方にこうですよと いう説明を、私はするほうが、町民の理解とか行政はスムーズに運営していけると認識し ておりますので、お声がけは過去のこれを決められたときの報酬審議委員の方にそういう お話をされたんかな、そこら辺を聞いてみたいなと思っただけでございます。

美浜町特別職報酬審議委員会第2条には、町長は特別職の職員で非常勤のものの給与及び非常勤のものの報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該給与及び報酬等について審議会の意見を聞くものとするという、これございますよね。これ、3月議会の中で、当時の西岡課長が答えておられる中に、この条例からしてみたら、うちの審議委員会の条例でいきますと、上げるも下げるもありません。あらかじめ当該給与の額については審議委員会の意見を聞くものとする、こういう表現しか条例にはなっておりませんという中で、やっぱり上げるということ、下げるということ、そういうことに変額、金額が変額、額が変わることについてはやっぱり報酬審議委員会というものの検討

というものを私は考えてみるべきだとは思うんですけれども、その必要全くないというお考えなら、それは町長の見解として。ただ、その点1点、こんなんは必要ないんや、報酬審議委員会は。もうあれは4年経ったから。そういうお考えならそういうお考えでありますという考えでお答えいただけたらよろしいかと思います。

いま一点、経常経費ですけども、月に70千円給料上がって、それにボーナス、年金、 退職金、年間1,000千円からの経常経費がこれで上がることになりますよね。実際問 題、町長は、そういう余裕がうちとこには十分あると、そういうお考えなんかということ を念のためにご答弁願います。

- 〇議長(鈴川基次君) 町長。
- **〇町長(森下誠史君)** 2点目の田渕議員のご質問にご答弁させていただきます。

あくまでも田渕議員は月70千円というような形のご質問であったかと思いますけれども、繰り返します。あくまでも今回でございますが、もとに戻させていただくということでございます。

- 〇議長(鈴川基次君) 総務政策課長。
- ○総務政策課長(福島教君) 1点目の報酬審議会が必要ではなかったのかというご質問 についてです。

まず、この特例条例ですけれども、廃止条例そのものを出しても出さなくても、この規定でいきますと3月3日をもってこれが終了するということで、自動的に来月3月からは町長の給料は700千円にもともと戻るという性格のものでございます。廃止条例という形で出さなくても、条例上に有効期限が切れたままの条例が残るというだけのことであって、そういうことについては変わりないんですけれども、そこをあえてそういうことをお知らせするという意味でも、この廃止条例という形で出させていただいたわけでございまして、金額が変わったというふうな認識はこちらもしておりません。あくまで条例をなくするのか、はたまた有効期限を延長してまだ延ばすのかというとこの、そこの問題だと思いますので、今回の場合は報酬審議会にかける必要性というのは考えなかったということでございます。

- ○議長(鈴川基次君) 最後の質問にしてください。はい、どうぞ。
- ○9番(田渕勝平君) 私も報酬審議委員会にかける必要というのは、正直に考えておりません。ただ、それだけ大きく変動するということで、報酬審議委員会ということについては町長がどういう考えを持っておられたんかなと。実際問題、前の報酬審議委員会が言っておられるように、政策の一貫性ということを考えられたら、やはり公約1期目にして、2期目はもう公約にないからいいんですよ。そういうのが、町長のお考えならそりゃ仕方ありませんよね、住民が選ばれたんですから。でも、本来はそういう性格のものではないと思います。こういう窮地にあるんで報酬を1割カットします、住民の方が苦労しておられる、それはもう立派な答弁だったと思います。しかし、2期目になったらそら知らん、今回はもとへ戻すんや。それが、当美浜町の常識で、議論がかみ合わないのならいたし方

ございませんのでそれで引き下がりますけれども、総務政策課長、決して決して報酬審議 委員会を開く必要があるかということを私が言っているんじゃないんですよ。ただそこら 辺のとこはご理解いただきたいと思います。ご答弁は結構です。

○議長(鈴川基次君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(鈴川基次君) 挙手多数です。したがって、議案第2号 町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第3号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。副町長。

**○副町長(上田収司君)** 議案第3号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本年度進めております基幹業務の共同クラウド化でございますが、いよいよ3月9日から新システムに切りかえするため、最終段階に入っているところでございます。

大切な住民情報データを庁舎外の安全なデータセンターに保管することで、データの保 全が確保されるとともに、業務の共通化により運用経費の軽減を図る目的でこの共同クラ ウド化は進められているものでございます。

今回、ご提案申し上げる条例の一部改正は、この共同クラウド化の作業の中で、他のクラウド参加自治体と医療費受給者証の様式を共通化するため、これまでの福祉医療費のうち「子ども」という部分について、「乳幼児」と「子ども」の2本立てに分類するための改正でございます。

以下、条文を追ってご説明申し上げます。

お手元にお配りいたしています新旧対照表についてもご参照ください。

まず、第1条の条例の目的については、「子ども」という表記を「乳幼児、子ども」と 分けるものでございます。

次に、第2条は対象者の定義でございまして、第3号以降を1号ずつ後ろへずらし、現在の2号中、「子ども」の範囲を「6才に達する日以後の最初の4月1日から15才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」と改め、これを第3号とし、新たに第2号を挿入して、「6才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「乳幼児」と定めるものでございます。

第3条と第4条のそれぞれの改正は、第2条に新たな第2号が挿入されたことに伴い号

のずれが生じますので、これを改めるものでございます。

附則として、第1条は、この条例は共同クラウドシステムの本格稼働日である平成27年3月9日から施行するものとし、第2条では経過措置として、それまでに既に発行された受給者証は第6条第1項の規定により交付された受給者証とみなすものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(鈴川基次君) これから質疑を行います。ありませんか。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで討論を終わります。 これから採決します。この採決は、挙手によって行います。 本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(鈴川基次君) 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町福祉医療費給付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第4号 監査委員の選任についてを議題とします。

中西議員には、地方自治法第117条、除斥の規定により、しばらくの間退場を求めます。

(中西議員退場)

- ○議長(鈴川基次君) 本件、直ちに質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(鈴川基次君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (举手多数)
- ○議長(鈴川基次君) 挙手多数です。したがって、議案第4号 監査委員の選任については、同意することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、中西議員の再出席を求めます。

(中西議員入場)

中西議員が再出席されました。議案第4号 監査委員の選任については、同意することに決定したことを告知します。

しばらく休憩します。

# 午後二時十七分休憩

午後二時十八分再開

〇議長(鈴川基次君) 再開します。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

これを追加日程第21として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の件を追加 日程第21とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。 お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- ○議長(鈴川基次君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、 閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成27年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

どうもご苦労さんでした。

午後二時二〇分閉会